三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	［略］	卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む六年以上
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］	卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む六年以上
五～八　［略］	［略］	［略］

第二種ダム水路主任技術者免状		
一　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院、専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］	卒業後（同法による大学院又は専門職大学の前期課程においては修了後）三年以上
二　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院、専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	［略］	卒業後（同法による大学院又は専門職大学の前期課程においては修了後）五年以上（三年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）
三～六　［略］	［略］	［略］

三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	［略］	卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む六年以上
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（三に掲げる者を除く。）	［略］	卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む十年以上
五～八　［略］	［略］	［略］

第二種ダム水路主任技術者免状		
一　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者	［略］	卒業後三年以上
二　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（一に掲げる者を除く。）	［略］	卒業後五年以上（三年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）
三～六　［略］	［略］	［略］